

○松本市立博物館条例

平成24年3月1日

条例第4号

松本市立博物館条例（平成17年条例第84号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市域の自然環境や文化、産業等の遺産の保護活用を図り、もって市民の生涯学習と地域の振興に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号。第11条において「法」という。）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、松本市立博物館（以下「市立博物館」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 市立博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松本市立博物館	松本市丸の内4番1号

2 市立博物館に次の分館を置く。

名称	位置
重要文化財旧開智学校校舎	松本市開智2丁目4番12号
松本民芸館	松本市大字里山辺1313番地1
松本市立考古博物館	松本市大字中山3738番地の1
松本市はかり資料館	松本市中央3丁目4番21号
松本市旧司祭館	松本市開智2丁目6番24号
旧制高等学校記念館	松本市県3丁目1番1号
窪田空穂記念館	松本市大字和田1715番地1
重要文化財馬場家住宅	松本市大字内田357番地6
松本市歴史の里	松本市大字島立2196番地1
松本市時計博物館	松本市中央1丁目21番15号
松本市山と自然博物館	松本市大字蟻ヶ崎2455番地1
松本市高橋家住宅	松本市開智2丁目9番10号
松本市四賀化石館	松本市七嵐85番地1
松本市安曇資料館	松本市安曇3480番地2

3 分館に次の附属施設を置く。

分館	附属施設
松本市はかり資料館	旧三松屋蔵座敷
窪田空穂記念館	窪田空穂生家
松本市歴史の里	1 旧長野地方裁判所松本支部庁舎 2 工女宿宝来屋 3 旧松本少年刑務所独居舎房 4 旧昭和興業製糸場 5 木下尚江生家 6 その他付帯施設

(事業)

第3条 市立博物館及び分館(以下「博物館」という。)は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市域の民俗、歴史、考古、産業、自然、文学、民芸等に関する実物、模型、模写、文献、図表、写真、デジタルデータ等の博物館資料(以下「博物館資料」という。)の収集、保管、調査研究及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の必要な説明、助言、指導等に関すること。
- (3) 博物館資料の専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の案内書、解説書、目録、図録、年報及び調査研究の報告書等の作成並びに頒布に関すること。
- (5) 学校、研究所、公民館、図書館等の教育、学術又は文化に関する諸機関との協力及び援助に関すること。
- (6) 市内外の他の博物館等との連絡、協力、刊行物及び情報の交換並びに博物館資料の相互貸借に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(休館日及び開館時間)

第4条 博物館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

区分	休館日	開館時間
松本市立博物館	1 2月29日から翌年の1月3日まで	午前8時3

			0分から午後5時まで
重要文化財旧開智学校校舎	3月から11月まで	第3月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）	午前9時から午後5時まで
松本市旧司祭館	12月から2月まで	1 月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで	
松本民芸館	1 月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで		
松本市はかり資料館			
旧制高等学校記念館			
重要文化財馬場家住宅			
松本市歴史の里			
松本市時計博物館			
松本市山と自然博物館			
松本市立考古博物館	3月から11月まで	月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）	
窪田空穂記念館	12月から2月まで	1 休日等を除く日	
松本市四賀化石館		2 12月29日から翌年の1月3日まで	
松本市高橋家住宅	3月から11月まで	休日等を除く日	
	12月から2月まで	1 月曜日から土曜日まで	
		2 12月29日から翌年の1月3日まで	
松本市安曇資料館	1 5月1日から11月30日までの間で休日等を除く日		

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び休日をいう。

（入館の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- （1） 博物館の施設若しくは設備又は博物館資料（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （2） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （3） 他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不相当と認めるとき。

（観覧料）

第6条 博物館の展示を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、別表第1に定める観覧料をその都度納入しなければならない。ただし、観覧者が、別表第2に定める共通観覧券を購入したときは、この限りでない。

- 2 市長は、特別の展示をしたときは、その期間に限り、前項の規定にかかわらず、その都度別に定める観覧料を徴収することができる。

（観覧料の減免）

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

（特別観覧料）

第8条 学術研究その他教育的な目的のため、博物館資料の閲覧、撮影、原板の使用等を行うようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも、同様とする。

- 2 前項の許可を受けた者（以下「特別観覧者」という。）は、当該許可を受けたときに特別観覧料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 特別観覧料は、別表第3に定める額とする。

（行為の禁止）

第9条 観覧者及び特別観覧者（以下「観覧者等」という。）は、教育委員会の許可を得な

いで次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備の原状を変更すること。
- (2) 飲酒すること又は指定された場所以外での飲食、喫煙及び火気を使用すること。
- (3) 物品を販売すること。
- (4) 広告又はこれに類するはり紙等を表示すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めること。

(損害賠償等)

第10条 観覧者等は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 観覧者等が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を観覧者等から徴収する。

(博物館協議会)

第11条 法第22条の規定に基づき、市立博物館に松本市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者**
- (2) 社会教育関係者**
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者**
- (4) 有識者**
- (5) 公募による市民**
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者**

4 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の

一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

博物館協議会委則			7,100	5,000
----------	--	--	-------	-------

(重要文化財旧開智学校校舎条例等の廃止)

- 3 重要文化財旧開智学校校舎条例(昭和39年条例第103号)、松本民芸館条例(昭和58年条例第11号)、松本市立考古博物館条例(昭和61年条例第21号)、松本市はかり資料館条例(平成元年条例第6号)、松本市旧司祭館条例(平成3年条例第38号)、旧制高等学校記念館条例(平成5年条例第3号)、窪田空穂記念館条例(平成5年条例第4号)、重要文化財馬場家住宅条例(平成9年条例第3号)、松本市歴史の里条例(平成14年条例第5号)、松本市時計博物館条例(平成14年条例第6号)、松本市四賀化石館条例(平成17年条例第73号)、松本市安曇資料館条例(平成17年条例第74号)、松本市山と自然博物館条例(平成19年条例第3号)及び松本市高橋家住宅条例(平成21年条例第8号)は、廃止する。

別表第1(第6条関係)

区分	個人		団体		
	大人(高校生以上)	小人(小・中学生)	人数	大人(高校生以上)	小人(小・中学生)
松本市立博物館	円 200	円 100		円	円
			20人以上	180	90
			100人以上	160	80
			300人以上	140	70
重要文化財旧開智学校校舎	300	150	20人以上	250	100
松本民芸館	300	無料	20人以上	200	無料
松本市立考古博物館	200	無料	20人以上	150	無料
松本市はかり資料館	200	無料	20人以上	150	無料

松本市旧司祭館	無料	無料	20人以上	無料	無料
旧制高等学校記念館	300	無料	20人以上	200	無料
窪田空穂記念館	300	無料	20人以上	200	無料
重要文化財馬場家住宅	300	無料	20人以上	200	無料
松本市歴史の里	400	無料	20人以上	300	無料
松本市時計博物館	300	150	20人以上	250	100
松本市山と自然博物館	300	無料	20人以上	200	無料
松本市高橋家住宅	無料	無料	20人以上	無料	無料
松本市四賀化石館	300	150	20人以上	200	100
松本市安曇資料館	無料	無料	20人以上	無料	無料

別表第2（第6条関係）

区分	大人（高校生以上）	小人（小・中学生）
	円	円
共通観覧券（パスポート）	1,000	500

別表第3（第8条関係）

区分	単位	金額
	1点	円
デジタルデータ使用（学術研究用）		500
デジタルデータ使用（その他）		1,000
撮影（学術研究用）		2,000
撮影（その他）		4,000
原板使用（学術研究用）		1,000
原板使用（その他）		2,000
熟覧		3,000